

兵庫県公報

令和6年3月4日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1
○ 国際人材育成基金条例（国際課）	3
○ 安心子ども基金等設置条例の一部を改正する条例（教育企画課）	3

公布された法令のあらまし

◎公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

国における特殊勤務手当の運用に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、対象となる職員及び作業の範囲を広げる等所要の整備を行うこととした。

◎国際人材育成基金条例（条例第3号）

高等学校の生徒をはじめとする若者に対する海外への留学の支援その他の支援を行うことにより国際社会で活躍することができる人材を育成する事業の資金に充てるため、国際人材育成基金を設置することとした。

◎安心子ども基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第4号）

国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において情報通信機器その他の機器を整備することにより、情報通信技術を活用した学校教育を推進するための事業を実施することとし、当該事業の資金に充てるため、公立学校情報通信機器整備基金を設置することとした。

条 例

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第2号

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(2) 災害応急作業等手当

第9条を削り、第9条の2を第9条とし、第9条の3を第9条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等手当）

第9条の3 災害応急作業等手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに、その者に対して支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行く関係行政機関等との災害

応急対策に係る連絡調整の作業のうち県教育委員会が指定するもの

(2) 前号に掲げる作業に相当するものとして県教育委員会が指定する作業

2 災害応急作業等手当の額は、前項に規定する作業に従事した日1日につき、450円とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第28号の2を次のように改める。

(28)の2 災害応急作業等手当

第31条の2を次のように改める。

(災害応急作業等手当)

第31条の2 災害応急作業等手当は、職員(第1号から第3号までに掲げる作業にあつては、知事が指定する行政機関に勤務する職員。第3項において同じ。)が次に掲げる作業に従事したときに、その者に対して支給する。

(1) 道路、河川の堤防等(以下「堤防等」という。)のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視(以下「堤防等巡回監視」という。)又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

(3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守

(4) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち知事が指定するもの

(5) 前各号に掲げる作業に相当するものとして知事が指定する作業

2 災害応急作業等手当の額は、前項に規定する作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 堤防等巡回監視又は堤防等巡回監視に相当するものとして知事が指定する作業 450円

(2) 応急作業等又は応急作業等に相当するものとして知事が指定する作業 650円

(3) 前項第2号に掲げる作業又は当該作業に相当するものとして知事が指定する作業 650円

(4) 前項第3号に掲げる作業又は当該作業に相当するものとして知事が指定する作業 530円

(5) 前項第4号に掲げる作業又は当該作業に相当するものとして知事が指定する作業 450円

3 職員が第1項各号に掲げる作業のうち次の各号に掲げる作業に従事した場合における災害応急作業等手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる作業に従事した日1日につき当該各号に定める額(同じ日に第1号に掲げる作業及び第3号に掲げる作業に従事した場合又は同号に規定する区域内における第1号に掲げる作業に従事した場合にあつては同号に定める額と第3号に定める額との合計額とし、同じ日に第2号に掲げる作業及び第3号に掲げる作業に従事した場合又は同号に規定する区域内における第2号に掲げる作業に従事した場合にあつては同号に定める額と第3号に定める額との合計額とする。)を同項各号に定める額に加算した額とする。

(1) 夜間(日没時から日出時までの間をいう。)における前項第1号又は第2号に掲げる作業 600円

(2) 知事が著しく危険であると認める前項第4号に掲げる作業 同号に定める額の100分の100に相当する額

(3) 知事が著しく危険であると認める区域内における作業 次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項第1号に掲げる作業 同号に定める額の100分の100に相当する額

イ 前項第2号に掲げる作業 同号に定める額の100分の100に相当する額

ウ 前項第3号に掲げる作業 同号に定める額の100分の100に相当する額

エ 前項第4号に掲げる作業 同号に定める額の100分の100に相当する額

附則第8項中「(昭和36年法律第223号)」を削る。
附則第12項中「水防災害応急作業手当」を「災害応急作業等手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び第2条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の職員条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 3 改正後の職員条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の職員条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。



国際人材育成基金条例をここに公布する。

令和6年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第3号

国際人材育成基金条例

(設置)

第1条 県は、高等学校の生徒をはじめとする若者に対する海外への留学の支援その他の支援を行うことにより国際社会で活躍することができる人材を育成する事業（以下「国際人材育成事業」という。）の資金に充てるため、国際人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、国際人材育成事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第4号

安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

安心こども基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

公立学校情報通信機器整備基金	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において情報通信機器その他の機器を整備することにより、情報通信技術を活用した学校教育を推進するための事業
----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。